

本監第 62号  
令和5年11月24日

本巢市長 藤原 勉 様  
本巢市議会議長 大西 徳三郎 様

本巢市監査委員 三田村 晃司

本巢市監査委員 臼井 悦子

財政援助団体等（補助団体）監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和5年度財政援助団体監査を実施したので、その結果報告書を同条第9項の規定により提出する。

令和5年度  
財政援助団体等（補助団体）監査報告書

令和5年11月24日

本巢市監査委員



# 財政援助団体等（補助団体） 監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理・監督の状況について、次のとおり監査を実施した。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び範囲

補助団体である下記団体及び所管課における、令和4年度及び令和5年4月1日から令和5年9月30日までに行われた財政援助に係る出納その他の事務の執行状況について監査を行った。

- (1) 対象団体 スポーツクラブもとす  
所管課 教育委員会 社会教育課
- (2) 対象団体 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会  
所管課 健康福祉部 福祉敬愛課

### 2 監査の実施日

令和5年11月7日（火）

### 3 実施した監査手続

対象団体及び所管課に対し次の観点から監査を行った。

#### 【対象団体】

- (1) 補助事業は、補助金の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金にかかる収支の会計経理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 関係帳票の整備等は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整理、保存は適切か。
- (4) 実績報告書と決算にかかる計算書類の金額等は符号しているか。

#### 【所管課】

- (1) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- (2) 補助金の効果及び補助事業の執行を確認するため、実績報告書の審査等は適正に行われているか。
- (3) 補助事業の対象団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- (4) 補助金の精算、返還は適正に行われているか。

## 第2 監査の結果等

対象団体及び所管課の出納その他事務の執行状況を監査の観点に留意し、関係書類、帳簿類の確認及び関係者から説明等を聴取することにより監査を行った。その結果、事務処理については概ね適正に処理されていると認められたが、一部に検討・改善を要する事項が認められたので、今後の事務執行にあつたては、これらの内容を十分把握し、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

なお、軽易な事項は記述を省略した。

各対象団体及び所管課の監査結果は次頁以降のとおりである。

## I スポーツクラブもとす

### 1 補助団体の概要

監査を実施したスポーツクラブもとすの概要は、次のとおりである。

- (1) 事務所の所在地 本巢市小柿368番地3
- (2) 代表者（会長） 吉村 優治
- (3) 目的

いつでも、どこでも、だれもが、いつまでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりと、スポーツを通じた多世代交流を目的とし、スポーツのまちづくりに寄与する。

- (4) 事業内容
  - 1. 各種スポーツ講座の設置
  - 2. 各種イベントの開催
  - 3. 各種研修会・講習会・交流会の開催

- (5) 組織（令和5年10月31日現在）

役員 17名【会長1名、副会長1名、理事長1名、副理事長1名、監事2名、常任理事8名、理事2名、顧問1名】

- (6) 補助金の内容

- ア 補助金額 3,403,000円（事業費 6,143,699円）（令和4年度実績報告）  
3,403,000円（事業費 6,565,000円）（令和5年度交付申請）
- イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び同交付要綱第2条別表21 体育活動事業①スポーツ協会活動事業
- ウ 交付申請日 令和4年4月1日（令和5年4月1日）  
交付決定日 令和4年4月1日（令和5年4月1日）  
補助金受入日 令和4年6月3日（令和5年5月26日）  
実績報告日 令和5年4月5日  
補助金額確定日 令和5年4月10日

- (7) 補助事業の具体的内容

- ① 研究費、講演会及び種目別助成に要する経費（当該経費の2分の1以内）
- ② 事務局職員の人件費に要する経費（当該経費の10分の10以内）

## (8) 令和4年度決算状況等

## 収入の部

単位：円

科 目	決 算 額	摘 要
負担金補助金及び交付金	3,403,000	市補助金
会費	770,400	
講座受講料	2,083,000	非会員含む
繰越金	68,402	
雑収入	18	
合 計	6,324,820	

## 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
人件費	2,671,026	
事務局賃金	2,671,026	
報償費	2,567,400	
講師謝礼	2,567,400	
旅費	0	
普通旅費	0	
需用費	371,169	
消耗品費	147,147	
講座材料費	112,022	
修繕費	2,000	
印刷製本費	110,000	クラブガイド
役務費	690,751	
通信費	189,590	電話、メール配信
通信運搬費	9,500	
手数料	2,580	
保険料	489,081	
使用料及び賃貸料	0	
施設使用料	0	
工事請負費	0	
施設整備工事	0	
備品購入費	0	
登録料	0	
予備費	0	
合 計	6,300,346	

収入合計 6,324,820 円

支出合計 6,300,346 円

収支差引残額 24,474 円  
(残金は次年度へ繰り越す)

(9) 令和5年度予算状況

提出された補助金等交付申請書の内容については、事業執行中であり補助事業の執行内容及び予算の執行状況等について説明を受けた。

なお、補助事業等の内容や補助団体の事業予算について、今後経費の配分又は執行計画に変更が生じる場合は、遅延なく補助事業等変更申請するなど適正に処理されることを指導し、監査報告書への詳細な記載は省略する。

## 2 補助団体に対する監査の結果

スポーツクラブもとすへの補助金に係る出納その他の事務について、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部是正等を要するものが見受けられたので、以下の指摘事項等を付す。

今後はこれらのことに留意され、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

(1) 指摘事項等

ア 決算書について

会費の徴収の利便性を図るため利用者の一部において徴収している翌年度会費分について、当該年度決算では計上せず翌年度決算に計上している事案が一部見受けられた。これは収支的には問題はなく正しい決算書となっているが、総合的に判断した場合に単年度収支を原則として交付している本巢市補助金の考え方とは異なる取扱いとなっているのが現状である。

分かりやすく、見やすい決算とするため、今後の決算については、会費の取り扱いを見直すなど、本巢市補助金の交付に沿った事務の遂行に努められたい。

## 3 所管課に対する監査の結果

所管課（社会教育課）におけるスポーツクラブもとすへの総合型地域スポーツクラブ活動事業補助金に係る事務処理について、一部是正等を要するものが見受けられたので以下の指摘事項等を付す。

なお、本監査において改善すべきところ等平易なことについては、その都度口頭で指導したので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分に留意するとともに、改善等を要するものについては、その措置を講じられたい。

(1) 指摘事項等

ア 決算書について

補助金申請における資料の一つである決算書について、会費の徴収の利便性を図るため利用者の一部において徴収している翌年度会費分について、当該年度決算では計上せず翌年度決算に計上している事案が一部見受けられた。これは収支的には問題はなく正しい決算書となっているが、総合的に判断した場合に単年度収支を原則として交付している本巢市補助金の考え方とは異なる取扱いとなっ



ているのが現状である。

このことについては補助団体への指導不足が要因であると考えられることから、今後は、このようなことがないように補助金申請にかかる補助金関係書類の整備について、定期的に適切な指導、助言をされたい。

## II 社会福祉法人本巢市社会福祉協議会

### 1 補助団体の概要

監査を実施した社会福祉法人本巢市社会福祉協議会の概要は、次のとおりである。

- (1) 事務所の所在地 本巢市下真桑1199番地1
- (2) 代表者（会長） 大野 一彦
- (3) 目的  
法人運営事業  
事務職員の人件費、会議費及び事務的費用に充てるため
- (4) 事業内容
  1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  4. 1から3のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  5. 保険医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
  6. 共同募金事業への協力
  7. 福祉サービス利用援助事業
  8. 生活福祉資金貸付事業
  9. 生活困窮者自立支援事業
  10. 高額療養費貸付事業
  11. 各種事業・各種施設の経営
  12. その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (5) 組織（令和5年10月31日現在）

理事 10名（会長1名、副会長2名、常務理事1名）  
評議員 14名  
監事 2名  
職員 75名（正職員35名、再雇用職員8名、臨時職員32名）
- (6) 補助金の内容
  - ア 補助金額 33,644,000円（事業費41,624,289円）（令和4年度実績報告）  
37,081,000円（事業費39,853,000円）（令和5年度交付申請）
  - イ 根拠法令 本巢市補助金等交付規則及び同交付要綱第2条別表4社会福祉協議会活動事業①社会福祉協議会運営活動推進事業
  - ウ 交付申請日 令和4年4月1日（令和5年4月1日）  
交付決定日 令和4年4月1日（令和5年4月1日）  
補助金受入日 令和4年6月10日（令和5年6月16日）

令和 4 年 9 月 9 日 (令和 5 年 8 月 18 日)  
 令和 5 年 1 月 13 日  
 実績報告日 令和 5 年 4 月 10 日  
 補助金額確定日 令和 5 年 4 月 10 日

(7) 補助事業の具体的内容

- ① 地域福祉活動、ボランティア活動、調査広報、福祉活動対策事業、事務局長、事務職員の人件費、会議費及び事務的費用に要する経費  
 (当該経費の 10 分の 10 以内)

(8) 令和 4 年度決算状況等 (法人運営事業収支決算)

収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
会費収入	4,142,000	4,181,000	39,000
一般会費	4,141,000	4,141,000	0
広告掲載収入	1,000	40,000	39,000
市補助金収入	33,644,000	33,644,000	0
法人運営事業補助金収入	33,644,000	33,644,000	0
事業収入	56,000	79,447	23,447
受入研修費収入	20,000	66,600	46,600
雑収入	36,000	12,847	△23,153
助成金収入	31,000	36,500	5,500
助成金収入	31,000	36,500	5,500
受取利息配当金収入	10,000	2,236	△7,764
受取利息配当金収入	10,000	2,236	△7,764
固定資産売却収入	1,000	333,290	332,290
車輛運搬具売却収入	1,000	333,290	332,290
前期末支払資金残高	10,793,000	10,793,702	702
前期末支払資金残高収入	10,793,000	10,793,702	702
合 計	48,677,000	49,070,175	393,175

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
人件費	33,219,000	32,986,385	232,615
役員報酬費	255,000	255,000	0
職員給料	19,066,000	18,895,108	170,892
職員賞与	5,553,000	5,531,812	21,188
非常勤職員給与	3,741,000	3,740,166	834
法定福利費	4,604,000	4,564,299	39,701

事業費	323,000	204,346	118,654
損害保険料	46,000	46,000	0
車輛費	178,000	158,346	19,654
支払報酬費	99,000	0	99,000
事務費	5,857,000	4,570,227	1,286,773
福利厚生費	277,000	228,862	48,138
旅費交通費	75,000	60,082	14,918
研修費	47,000	18,000	29,000
事務用消耗品費	1,339,000	816,574	522,426
印刷製本費	28,000	21,780	6,220
修繕費	70,000	47,080	22,920
通信運搬費	605,000	604,281	719
会議費	15,000	6,189	8,811
広報費	150,000	0	150,000
手数料	883,000	796,172	86,828
車輛保険	54,000	34,970	19,030
賃借料	874,000	794,227	79,773
租税公課	211,000	21,900	189,100
保守費	812,000	731,110	80,890
渉外費	95,000	95,000	0
諸会費	322,000	294,000	28,000
固定資産取得支出	242,000	220,000	22,000
器具及び備品取得支出	242,000	220,000	22,000
リース債務返済支出	4,156,000	4,154,745	1,255
ファインズリース債務返済支出	4,156,000	4,154,745	1,255
区分間繰出金	859,000	857,760	1,240
退職共済経理区分繰出金	859,000	857,760	1,240
予備費	4,021,000	0	4,021,000
予備費	4,021,000	0	4,021,000
合 計	48,677,000	42,993,463	5,683,537

(9) 令和5年度予算状況

提出された補助金等交付申請書の内容については、事業執行中であり補助事業の執行内容及び予算の執行状況等について説明を受けた。

なお、補助事業等の内容や補助団体の事業予算について、今後経費の配分又は執行計画に変更が生じる場合は、遅延なく補助事業等変更申請するなど適正に処

理されることを指導し、監査報告書への詳細な記載は省略する。

## 2 補助団体に対する監査の結果

本巣市社会福祉協議会の補助金に係る出納、その他の事務について、特に指摘事項もなく適正に処理されているものと認められた。

この法人は、社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図るため様々な事業を行っている。

今後も生活様式の変化に伴う様々なニーズに応えられるよう、社会福祉活動、地域福祉の推進などに寄与されることを望む。

## 3 所管課に対する監査の結果

所管課（福祉敬愛課）における本巣市社会福祉協議会に対する補助金に係る事務処理は適正に執行されており、指導監督についても、適切に行われているものと認められた。

別紙

## 監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	5	1

監査結果報告書	令和5年11月24日監査結果報告
対象監査	令和5年度財政援助団体等（補助団体）監査
対象部署	教育委員会 社会教育課（スポーツクラブもとす）
指摘事項	決算書について
指摘内容	<p>補助金申請における資料の一つである決算書について、会費の徴収の利便性を図るため利用者の一部において徴収している翌年度会費分について、当該年度決算では計上せず翌年度決算に計上している事案が一部見受けられた。これは収支的には問題はなく正しい決算書となっているが、総合的に判断した場合に単年度収支を原則として交付している本巢市補助金の考え方とは異なる取扱いとなっているのが現状である。</p> <p>このことについては補助団体への指導不足が要因であると考えられることから、今後はこのようなことがないよう補助金申請にかかる関係書類の整備について、定期的に適切な指導、助言をされたい。</p>
改善措置通知日	令和5年12月21日 改善措置通知
改善措置内容	<p>①改善計画 令和6年度から単年度収支を実施できるよう指導、助言する。</p> <p>②改善の詳細 現在、継続会員として令和6年度のために既に納入されている会費についても、令和6年3月31日までの収入であるため、令和5年度の収入に計上する。これにより、令和6年度の繰越金等については、前年までとは大きく数値の差異が見られると予想されるが、次年度以降もその年度の収入は次年度に持ち越さず、当該年度の収入とすることで、関係書類の適正化を図るものである。4月の補助金申請時期の前に内容を確認し、適切な指導、助言を行う。</p>
改善措置公表日	令和5年12月26日 改善措置公表

### <留意事項>

※対象部署担当課は、太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は、改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は、改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。

※改善措置内容については、必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票の内容については、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。